

告 示

埼玉県告示第八百五十六号

荒川水系に係る指定区間の一級河川について、昭和五十四年六月二十二日付けで告示された埼玉県告示第千十二号の一部を次のように改正する。

関係図面のうち、入間川に係る図を次のように改める。

その関係図面は、埼玉県県土整備部河川環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年七月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

(図面省略)